

江戸川大学・江戸川短期大学

学 報

目 次

関係法令等	1
諸 報	2
主要日程	4
人事院勧告	5
人事異動	8

関係法令等

【諸通知】

私立大学等経常費補助金に係る平成 14 年度以降の定員超過率等の取扱いについて（私振補第 23 号）

平成 14 年度以降の学校又は学部等に対する補助金不交付となる定員超過率は下記のとおりとなりました。また、自己点検・評価の実施状況及び財務内容の公開状況による調整が新たに設けられることとなりました。

1. 不交付となる定員超過率

	収容定員超過率 〔在籍学生数〕 〔収容定員〕	入学定員率 〔入学者数〕 〔入学定員〕
平成14年度	1.68倍以上	1.47倍以上
平成15年度	1.66倍以上	1.46倍以上
平成16年度	1.64倍以上	1.46倍以上

2. 自己点検・評価の実施状況による調整

私立大学等の教育研究の活性化の観点から、自己点検・評価及びその結果の公表が当年度を含め過去 5 年間未実施の大学等については、3 点を目処に減ずるものとなりました。

3. 財務内容の公開状況による調整

私立大学等がその社会的責務として、財務状況の公表について主体的、積極的に取り組むことを推進する観点から、その公表が未実施の場合の大学等については、2 点を目処に減ずるものとなりました。

諸 報

雇用保険料率の引上げについて

現下の雇用失業情勢、及び雇用保険財政の悪化から、雇用保険料率が現在の1.55%から1.75%へと0.2%、平成14年10月1日より引き上げられます。0.2%の引き上げ分は事業主が0.1%、労働者が0.1%それぞれ負担することとなり、月収30万円の労働者の保険料負担は、月額1,800円から2,100円と300円アップすることになります。当学園では10月給与分より実施いたします。

キャンパス環境の美化等について

1. E棟・D棟のトイレのリニューアル完了

建物の老朽化から、壁に穴が開いたり、便器の汚れが目立っていたE棟・D棟の1階から3階までのトイレについて、夏休み期間を利用して改修工事を行いました。この程、工事が完了いたしましたので、後期より清潔なトイレが利用できます。

2. テニスコート及びグラウンド防球ネット工事完了

コートから飛び出したボールが、近隣の家に飛び込み、車や窓ガラスをキズつけるという問題を解決する為に、専門学校裏のサブグラウンドに巨大なフェンスが取り付けられました。

最新マルチメディア教室（B702）の完成について（大学）

B棟7階702教室を、「ゼミ、演習・実習、卒業研究などの教科で、学生にビデオ制作、音声CD制作、新聞・雑誌の制作、CG制作、Webアプリケーション構築などを行わせることにより創造性を発揮させる」ことを目的とし、約5000万円の費用を拠出し、最新式のマルチメディア教室として完成させました。

特筆すべきは、最新のマルチメディアパソコンを35台設置して学生が自由に使えるようにしている他、専用のサーバを設置して授業支援と学生の作品公開に使えるようにしていることがあげられます。これにより、学生のビデオ作品をストリーミング配信したり、Webアプリケーションを公開したりすることができます。

自己点検について（大学）

自己点検委員会は、10月中に各担当教員に対し、担当授業科目に関する自己評価について、アンケート形式で実施します。ご協力ください。

松戸講演会及び保護者会について（大短）

松戸市・流山市在住の保護者を対象に、講演会及び

保護者会を開催いたしました。

講演会は、「ノーベル賞と日本人（餌取章男教授）」、「プロ野球選手から大学助教授へ（小林至助教授）」の2部構成で実施し、73名（一般38名、保護者35名）が出席しました。大学・短大合同の保護者会には、43名（大学32名、短大11名）が出席しました。

9月卒業式について（大学）

平成14年9月28日（木）11時より本部棟第2会議室にて、9月卒業対象者2名の学位記授与式が開催されました。学長は「鶏口となるも牛後となるなかれ」と常に前向きに進んでほしいとお祝いの言葉を述べられました。出席者は、学長、学部長、学生部長、事務局長、人間社会・マスコミの各学科長とゼミ担当教員。

ボート同好会快挙！（大学）

第29回全日本大学選手権大会第42回オックスフォード盾レガッタで、男子ダブルスカル部門で、4年田中良征君と3年谷田川潤君が準優勝しました。また、女子シングルスカル部門では、4年門馬結さんが4位入賞しました。

麻雀愛好会全国大会出場！（大学）

全国大学対抗麻雀選手権大会の東京予選を4位で勝ち抜き、2年塩川佳史君と3年影山宗一郎君が全国大会に出場します。

東京予選順位（30チーム、チームリーグ戦）

1位早稲田大学、2・3位慶応大学、4位江戸川大学

平成15年度カレンダーについて（大学）

広報活動の一環として、特に今年度から学科名を変更した環境デザイン学科をアピールすべく、大学名が入ったカレンダーを制作しました。教職員や高校関係者等に配布する予定ですが、必要があれば広報課まで。



本部棟屋上の看板の設置について(大学)

本部棟屋上に大型看板(タテ3.5M×ヨコ18M 脚付高さ5M)を2枚設置する工事が始まり、10月末には完成する予定です。夜間はライトアップされます。下記写真は完成予想。



オープンキャンパスについて(大短)

下記表は、大学・短大別の参加者数で、同伴者を含まない高校生数です。下二つの表は、回収アンケートのうち、以下2つの質問に対し、上位3つの理由について割合(%)を掲載したものです。

開催日	大学	短大	計
8月3日	124	65	189
8月24日	143	72	215
計	267	137	404

今回来校された理由	大学		短大	
	8月3日	8月24日	8月3日	8月24日
第一志望校	27.52	19.05	27.69	32.58
受験志望校として検討	31.54	40.48	35.38	26.97
キャンパスの見学	38.26	36.51	32.31	35.96

今回来校された理由	大学		短大	
	8月3日	8月24日	8月3日	8月24日
第一志望校	27.52	19.05	27.69	32.58
受験志望校として検討	31.54	40.48	35.38	26.97
キャンパスの見学	38.26	36.51	32.31	35.96

平成15年度A0入試中間状況について

大学は平成14年9月25日、短大は平成14年9月27日現在のデータです。

	大学					短大
	人社	マス	環境	経営	合計	
定員	20	30	25	25	100	50
エントリー者数	33	32	7	14	86	35
辞退者数	4	4	0	0	8	0
合格内定者数	15	23	5	4	47	29
不合格者数	1	0	0	3	4	0
面談継続者数	13	5	2	7	27	6

身分証明書用カード発行機導入について(大短)

事務の合理化及び学生サービス向上を目的とし、学務課に学生証発行機が導入されました。これまで学生証を紛失した場合再発行に1ヶ月ほど要しましたが、今後は大幅に短縮することが可能です。また、この発行機で、教職員証も発行できます。

速読研修について(短大)

8月26日から30日までの4泊5日で、国立女性教育会館において「速読でおもしろ法学研修」と題し、女性を対象に速読研修を行いました。

講師は、下平教授、宮崎助教授、奥田事務局長の3名で、学生は10代から20代(8名)、一般人は30代から60代(19名)でした。

初日には、慣れない訓練で緊張していた受講生も、終了時には1分間に読む字数も平均5倍に上がり、もっと早く読めるようになりたいと講師に熱心に質問していました。

秋の公開講座一部時間帯変更について(大学)

- A講座 環境共生社会のランドデザイン入門
- 1回目 10月5日(土)10時30分～12時 変更なし
 - 2回目 10月12日(土)13時～14時30分 変更あり
 - 3回目 10月19日(土)10時30分～12時 変更なし
 - 4回目 10月26日(土)13時～14時30分 変更あり

主 要 日 程

【大 学】

日 付	事 項
9月28日(土)	卒業式
10月16日(水)	教授会
11月1日(金)	学園祭準備日(休校)
11月2日(土)	学園祭(休校)
11月3日(日)	学園祭
11月4日(月)	学園祭後片付け
11月5日(火)	創立記念日(休校)
11月9日(土)	推薦入試
11月20日(水)	教授会
12月11日(水)	教授会
12月16日(月)	補講時間割発表
12月20日(金)	卒業論文提出, 補講(~25)
12月21日(土)	TOEIC
12月26日(木)	冬期休業開始

【短 大】

日 付	事 項
10月10日(木)	教授会
11月1日(金)	学園祭準備日(休校)
11月2日(土)	学園祭(休校)
11月3日(日)	学園祭
11月4日(月)	学園祭後片付け
11月5日(火)	創立記念日(休校)
11月9日(土)	推薦入試 期
11月14日(木)	教授会
12月5日(木)	卒業研究提出
12月12日(木)	教授会
12月24日(火)	冬期休業開始

平成14年度 三芽祭のイベント

	11月2日			11月3日		
	オープンステージ	映像ホール	メモリアルホール	オープンステージ	映像ホール	メモリアルホール
午前	開会式	部活動発表	ミュージックアンサンブル	琴の演奏		大学シンポジウム(予定)
	ソーラン節			ミスコンテスト		
	Eリーグ開会式 チャリディング					
午後	エアビクス	映像コンクール	ミュージックアンサンブル	エアビクス	大学同窓会	
	アコースティックギターライブ	部活動発表		江戸川ライブ	お笑いライブ「キャサリンNo.6」	
	Eリーグ表彰式			後夜祭		
	歌合戦					

— 創立記念日にちなんで —

一息コラム

本学の校章は、本学園木内英夫理事長と、アイデア工房の山田健男先生の考案によって生み出されました。

よく見ると色々な形をしていますが、四本の波線は豊かに流れる江戸川の流れの象徴であり、また波の区切りは本を表し学問の府の象徴です。また立体的に見ると、波が段になっています。これは知・情・意・体の調和のとれた全人教育を象徴したものであり、その波の形が最後に跳ね上がっているのは、未来永劫に飛躍しつづけていく人材を養成する学校であるという象徴です。(江戸川女子短期大学学報創刊号より)

さて、そんな校章ですが、この傾きの程度によっては、滝になってしまいますから、着用する際はご注意ください！



校旗より

人事院勧告（全文）

次の事項を実現するため、一般職員の給与に関する法律(昭和二五年法律第九五号)、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六五号)及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成一二年法律第一二五号)を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を311,400円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

イ 扶養手当について

(ア) 配偶者に係る手当の月額を14,000円とすること。

(イ) 配偶者以外の子等の扶養親族のうち三人目からの手当の月額を一人につき5,000円とすること。

ウ 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当について

(ア) 平成14年度の期末手当及び期末特別手当の支給割合

a 平成14年12月及び平成15年3月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.85月分及び0.2月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ1.65月分及び0.2月分)とし、平成14年12月及び平成15年3月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ1.8月分及び0.25月分とすること。

b 再任用職員については、平成14年12月及び平成15年3月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分及び0.2月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.85月分及び0.2月分)とし、平成14年12月及び平成15年3月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ0.95月分及び0.2月分とすること。

(イ) 平成15年度以降の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給時期及び支給割合

a 期末手当及び期末特別手当について、3月に支給しないこととすること。

b 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分及び1.7月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ1.35月分及び1.5月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.7月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.9月分)とし、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ1.7月分及び1.8月分とすること。

c 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.85月分及び0.9月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.75月分及び0.8月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.45月分)とし、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ0.9月分及び0.95月分とすること。

エ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての支給額の限度を38,400円(その額により難い特別の事情があると人事院が認める場合にあっては、100,000円)とすること。

(3) 特例一時金について

特例一時金は、廃止すること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

ア 現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

イ 第1号任期付研究員について、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第6条第4項の規定により決定できる俸給月額に、一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表12号俸の額に相当する額を加えること。

- (2) 期末手当について
- ア 平成14年度の支給割合
平成14年12月及び平成15年3月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.8月分及び0.25月分とすること。
- イ 平成15年度以降の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分及び1.8月分とすること。
- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正
- (1) 俸給表
現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。
- (2) 特定任期付職員の期末手当について
- ア 平成14年度の支給割合
平成14年12月及び平成15年3月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.8月分及び0.25月分とすること。
- イ 平成15年度以降の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分及び1.8月分とすること。
- 4 改定の実施時期等
- (1) 改定の実施時期
1から3までの改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。
ただし、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、平成15年4月1日から実施すること。
- (2) 平成14年12月に支給される期末手当及び期末特別手当の特例
- ア 平成14年12月に支給される期末手当又は期末特別手当の額は、(ア)に定める額から(イ)に定める額と(ウ)に定める額との差額に相当する額を減じた額((ウ)に定める額が(イ)に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を(ア)に定める額に加えた額)とすること。この場合において、(ア)に定める額が当該差額に相当する額を超えないこととなる職員には、支給しないこととすること。
- (ア) 期末手当基礎額又は期末特別手当基礎額に、平成14年12月に支給される期末手当又は期末特別手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額
- (イ) 平成14年4月1日から1から3までの改定の実施の日の前日までの間(以下「調整期間」という。)において在職した期間について受けた俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにそれらの改定に伴い額が変動する給与の合計額
- (ウ) 1から3までの改定後の俸給、初任給調整手当及び扶養手当を基礎として調整期間において在職した期間について算定した俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにそれらの改定に伴い額が変動する給与の合計額
- イ 調整機関において俸給表の適用を受けない国家公務員として在職した期間その他の期間がある職員について、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。
- ウ その他平成14年12月に支給される期末手当及び期末特別手当の特例に関し必要な措置を講ずること。

人事院勧告について

(人事院月報平成14年9月号より転載)

本年の給与勧告のポイント

- 官民給与の逆較差(2.03%)を是正するため、給与勧告制度創設以来初の月例給引下げ改定
～ 俸給表の引下げ改定及び配偶者に係る扶養手当の引下げにより措置
- 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(0.05月分)
3月期のボーナスを廃止し6月期と12月期に再配分。併せて、期末手当と勤勉手当の割合を改定
- 年間給与で実質的な均衡を図るため、不遡及部分については、12月期の期末手当の額で調整
～ 平均年間給与は4年連続の減少(15.0万円(2.3%))

1 給与勧告の基本的な考え方

・ベア中止、定昇停止、賃金カット等極めて厳しい民間給与の実態を反映して、公務員給与が初めて民間給与を上回るという状況の下、引下げ改定であっても引上げ改定の場合と同様、官民給与の精確な比較により公務員給与の適正な水準を確保することが、情勢適応の原則にかなうものと判断

・配分については、職員団体や各府省の人事当局の意見を十分に聴取し検討

2 官民給与の比較

(略)

3 改定の内容と考え方

<月例給> 官民較差(マイナス)の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給を引下げ

(1) 俸給表：すべての級のすべての俸給月額について引下げ

行政職俸給表 級ごとに同率の引下げを基本とするが、初任給付近の引下げ率を緩和、管理職について平均をやや超える引下げ率(平均改定率 2.0%)

指定職俸給表 行政職俸給表の管理職層と同程度の引下げ(改定率 2.1%)

その他の俸給表 (略)

(2) 扶養手当 ・配偶者に係る支給月額を引下げ(16,000円 14,000円)

・子等のうち3人目以降の支給月額を引上げ(3,000円 5,000円)

(3) その他の手当

(一部略)

俸給の調整額 平成8年改正に係る経過措置を廃止し、新たな措置

<期末・勤勉手当(ボーナス)> 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.7月分 4.65月分

3月期の期末手当で引下げ(0.05月)

民間のボーナス支給回数と合わせるため、3月期の期末手当を廃止し6月期、12月期に配分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当と勤勉手当の割合を改定(15年度から)

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期	3月期
本年度 期末手当	1.45月(支給済み)	1.85月(現行1.55月)	0.2月(現行0.55月)
勤勉手当	0.6月(支給済み)	0.55月(改定なし)	-
15年度 期末手当	1.55月	1.7月	廃止
勤勉手当	0.7月	0.7月	-

[実施時期] 給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施するが、4月からの年間給与について実質的な均衡が図られるよう、12月期の期末手当の額について所要の調整措置

以下略

資料として、指定職俸給表、教育職俸給表、行政職俸給表(一)を掲載します。

指定職俸給表は下記に掲載、教育職俸給表及び行政職俸給表は別紙に掲載となります。

指定職俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	580,000
2	644,000
3	713,000
4	793,000
5	854,000
6	917,000
7	1,003,000
8	1,082,000
9	1,160,000
10	1,242,000
11	1,317,000
12	1,345,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

人 事 異 動

理事長発令

発令年月日	異動内容	氏名	現職等	前職
14. 7. 25	採用	青野 佳子	LAN管理センター事務補佐員	(有)パスカル
14. 7. 31	任期満了退職	藤倉 進		法人本部経理課長
14. 10. 1	採用	高坂 久	留学生課長, A0センタースタッフ	筑波大学就職課長

学長発令

発令年月日	異動内容	氏名	現職等	前職
14. 7. 1	採用	竹内 謙	客員教授	前鎌倉市長

夏季イギリス語学研修卒業式の様子(短大)



お知らせと前号の訂正

学報は、平成14年度から季刊(4, 7, 10, 1月)となります。

p6 人事異動 飯塚静江 発令 14.6.1 14.7.1

江戸川大学・江戸川短期大学学報 Vol.1 No.6 (通巻6号)
平成14年10月1日発行

編集 江戸川大学・江戸川短期大学事務局企画課
発行 〒270-0198 千葉県流山市駒木474
TEL04-7152-0661